

障害児通所支援及び障害児相談支援について

サービスの種類について

障害児通所支援

児童の発達を促すための支援を行います。支援を受けるためには、受給者証が必要になります。対象者は身体、知的または精神に障害のある子ども（発達障害のある子どもを含む）などで、療育手帳等の有無は問いません。（児童福祉法第6条の2に基づく障害児通所支援事業）

① 児童発達支援事業

未就学の発達に心配のあるお子さんに対して、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、集団生活に適應できるよう支援したりするための通所型福祉サービスです。

② 保育所等訪問支援事業

保育園等を訪問し、対象の児童に対して集団生活への適應のための専門的な支援を行います。

③ 放課後等デイサービス事業

小学生から高校生までの発達に心配のある子どもを対象とした通所型福祉サービスです。放課後や夏休み等の長期休暇中において、集団生活への適應や生活能力向上のための支援を行っています。

障害児相談支援

サービスを適切に利用することができるように、指定障害児相談支援事業所が計画的なプログラム（障害児支援利用計画）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所と連絡調整を行います。専門の相談員が家庭訪問等を行い、子どもの発達状況に合わせて、短・中・長期の発達支援目標を保護者の皆さんに寄り添って作成します。障害児通所支援サービスを利用するためには、この「障害児支援利用計画」の作成が必要です。

事業所を利用する場合の自己負担について

利用料は1割負担となります。各事業所のサービス内容や、利用の頻度・仕方によって異なります。下記のとおり、世帯の収入状況により負担上限月額が異なります。

所得区分	世帯の課税状況	負担上限月額
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯	37,200円

(※)各事業所でおやつ代や材料費等を別途徴収する場合があります。

(※)なお、障害児支援利用計画作成に係る費用については、利用者負担はありません。

高額障害児通所給付費の償還について

同月に日中一時支援事業や移動支援事業などの複数の福祉サービスをご利用の場合や、同一世帯で複数の方がサービスを利用される場合に、利用者負担額は合算対象となり、お支払いされた利用料の一部が高額障害児通所給付費として返金されます。該当される方には、後日、市から申請書等を送付します。

多子軽減措置について

サービス利用中の未就学のお子さんに、保育園等に通う兄・姉がいる場合、自己負担額が軽減される場合があります。詳しくはお問合せください。

サービス利用の流れ

相談・事業所 見学

- ・子ども家庭センターへ利用についてご相談ください。
- ・利用事業所について、お子さんも一緒に**事前見学**していただくことをお勧めします。
- ・見学後、利用希望の場合は事業所に希望を伝えてください。



支援利用 計画の作成

- ・お子さんの状況に合わせて、専門の相談員が「サービスの利用計画を作成します。
- ・計画作成は、「**障害児相談支援事業所**」が行いますので、相談支援事業所を選んでいただきます。利用にあたってのご本人負担はありません。

申請・面談

- ・通所・相談支援事業所決定後、子ども家庭センターにご連絡ください。
- ・本人の障害や保護者の状況、サービス利用の意向等をお伺いするため、お子さんやご家族と面談を行い、利用申請書を提出していただきます。基本的に子ども家庭センターで面談を行います。

受給者証 の交付

- ・支援利用計画案及び面接結果、申請者の要望をもとにサービス内容や支給量を決定し、通所支援事業所を利用するための「**通所受給者証**」を交付します。

契約 ・利用開始

- ・通所支援事業所に「**通所受給者証**」を提示し、事業所と利用契約をしていただくと、利用開始となります。

定期的な モニタリング

- ・より良い支援のために、相談支援事業所がサービスの利用について定期的なモニタリングを行います。

(※) 申請していただいてから受給者証が交付されるまで、1～2か月程かかります。
お早めに子ども家庭センターにご相談ください。

担 当：長岡市教育委員会 子ども未来部 子ども家庭センター

住 所：長岡市幸町2丁目1番1号（さいわいプラザ6階）／電 話：0258-36-3727（平日8：30～17：15）